

[illegible]

会計基準情報 (2015. 4-5)

有限責任 あずさ監査法人

本稿は、あずさ監査法人のウェブサイト上に掲載している会計基準 Digest のうち、2015 年 4 月分と、2015 年 5 月分の記事を再掲載したものである。会計基準 Digest は、日本基準、修正国際基準、IFRS 及び米国基準の主な最新動向を簡潔に紹介するニュースレターである。会計基準 Digest の本文については、あずさ監査法人のウェブサイトの会計基準 Digest 2015/4、会計基準 Digest 2015/5 を参照のこと。

www.kpmg.com/jp/accounting-digest

I 日本基準

法令等の改正

1. 平成26年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る政令・内閣府令の公布（平成27年5月12日 金融庁）

本改正は、平成26年5月の金融商品取引法改正により、新規上場後3年間は内部統制報告書の監査証明を要しないこととされたことを受け、この免除期間（3年間）の起算日や、免除規定を利用できない新規上場企業の資本の額等を規定するものである。

本件の政令・内閣府令は、平成27年5月29日から施行されている。

会計基準等の公表（企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会（JICPA））

【最終基準】

該当なし。

【公開草案】

1. 「『税効果会計に関するQ&A』の改正について（公開草案）」の公表（平成27年4月3日 JICPA）

本改正は、平成27年度税制改正に係る改正法の公布等を受けて、「税効果会計に関するQ&A」の見直しを行ったものである。

公開草案の主な内容は、以下のとおりである。

- 外国子会社配当益金不算入制度の一部改正に伴うQ&A項目の見直し
平成27年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」において、法人税法が一部改正され、外国子会社において損金算入される配当が外国子会社配当益金不算入制度の適用対象から除外された。この制度改正に対応して、税効果会計への影響や配当等の額に係る外国源泉所得税の会計処理についての見直しが提案されている。
- 復興特別法人税の廃止に伴うQ&A項目の削除
平成26年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」において、復興特別法人税制度が改正され、復興特別法人税が1年前倒しで廃止されることとなった。これを受けて、復興特別法人税に関するQ14を削除することが提案されている。

コメントの締切りは平成27年5月8日である。

あずさ監査法人の関連資料

■ 会計・監査ニュースフラッシュ 2015/4/6

2. 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」の公表（平成27年5月26日 企業会計基準委員会）

本公開草案は、JICPAから公表された監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、ASBJが見直したうえで引き継ぐことが提案

されている。

ASBJでは、JICPAから公表されている会計上の実務指針及び監査上の実務指針をASBJに移管するための審議が重ねられている。本公開草案は、このうち監査委員会報告第66号について、他の論点に先行して開発されたものである。

コメントの締切りは平成27年7月27日である。

あずさ監査法人の関連資料

■ [会計・監査ニュースフラッシュ](#) 2015/5/28

INFORMATION

1.「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型（改訂版）」の公表（2015年4月10日 経団連）

本改訂では、改正法務省令の施行、企業結合に関する会計基準の改正等を踏まえ、改正事項に即した修正が行われている。

あずさ監査法人の関連資料

■ [会計・監査ニュースフラッシュ](#) 2015/4/10

2.「我が国の財務諸表の表示・開示に関する検討について」の公表（平成27年4月16日 JICPA）

本研究資料では、我が国における財務諸表の表示・開示に関する会計基準の必要性を検討するため、我が国の会計基準に基づく財務諸表の表示・開示について調査・研究が行われている。

本研究資料は以下から構成されている。

- 日本基準とIFRSの表示及び開示規定の比較
- 開示事例等に基づく分析
- 開示に関する議論の国際的動向について

また、日本公認会計士協会では、我が国の財務諸表の表示・開示について優先して検討すべき事項として、以下の2つを取り上げ、これらの事項を検討することが適切であるかについてコメントを求めている。

- 注記情報について
- 財務諸表の表示について

コメントの締切りは平成27年6月17日である。

なお、本研究資料についての詳細は、本誌会計③「『我が国

の財務諸表の表示・開示に関する検討について』の解説」も参照のこと。

あずさ監査法人の関連資料

■ [会計・監査ニュースフラッシュ](#) 2015/4/22

3.「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」報告書の公表（平成27年4月23日 経済産業省）

本報告書は、「日本再興戦略」の一環として経済産業省が昨年9月に立ち上げた「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」がとりまとめたものである。

本報告書では、企業と投資家が質の高い対話を通じて相互理解を深め、中長期的な企業価値創造を行うための環境づくりを提言している。具体的には、①一体的・統合的な企業情報開示、②中長期的な企業価値評価・分析のための情報の充実、③対話型の株主総会プロセスへの転換として、適切な総会日程の設定や電子化の促進、④企業と投資家の意識と行動、対話支援産業の役割等、「対話先進国」に向けた方策が示されている。

本報告書についての詳細は、本誌特集「経済産業省『持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書』について（前編）」も参照のこと。

あずさ監査法人の関連資料

■ [会計・監査ニュースフラッシュ](#) 2015/4/28

4.「コーポレートガバナンス・コード」の公表（2015年5月13日 東京証券取引所）

本コードは、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものである。2015年3月に「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」により公表された「コーポレートガバナンス・コード原案」から、内容の変更は行われていない。本コードは、東京証券取引所の有価証券上場規程の別添として定められ、あわせて規程、有価証券上場規程施行規則等が改正されている。

【改正のポイント】

- 上場会社は、コードを実施するか、実施しない場合にはその理由を説明すること（“Comply or Explain”）が求められる。「コードを実施しない場合の理由の説明」は、コーポレート・ガバナンス報告書に記載する。
- 実施しない理由を説明することが必要となる各原則の範囲は、本則市場の上場会社については基本原則・原則・補充原則、マザーズ及びJASDAQの上場会社については基

本原則とされる。

- 「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」の尊重規定は、コードの趣旨・精神の尊重規定に置き換わる。
- 独立役員の独立性に関する情報開示が見直され、上場会社が独立役員を指定する場合には、その独立役員と上場会社との間の特定の関係の有無及びその概要を開示する。

改正規程等は、2015年6月1日より施行される。適用にあたっては、2015年6月1日以後に最初に到来する定時株主総会の日から6ヵ月が経過するまでは、「コードの各原則を実施しない場合の理由」欄及び「コードの各原則に基づく開示」欄は非表示にすることも可能とされていることから、適用が最も早い2015年3月決算の会社の場合、同年12月末までに開示すればよいこととなる。

あずさ監査法人の関連資料

■ [会計・監査ニュースフラッシュ](#) 2015/5/18

日本基準についての詳細な情報、過去情報は、

■ [あずさ監査法人のウェブサイト（日本基準）](#) へ

Ⅱ 修正国際基準

会計基準等の公表（企業会計基準委員会（ASBJ））

【最終基準】

該当なし。

【公開草案】

該当なし。

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は、

■ [あずさ監査法人のウェブサイト（修正国際基準）](#) へ

Ⅲ IFRS

会計基準等の公表（IASB、IFRS解釈指針委員会）

【最終基準】

該当なし。

【公開草案】

1. 公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」の公表（2015年5月28日 IASB）

本公開草案は、2013年11月に公表された討議資料「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」に寄せられたコメントを受けて作成された。

本公開草案は、以下の事項を含むいくつかの改善を提案している。

- 適切な測定基礎（取得原価、公正価値を含む現在の価値）及び測定基礎を選択する際に検討すべき事項について説明する、測定に関する章の新設
- 企業の財務業績に関する主要な情報源が財務業績の計算書であることの確認、及び、財務業績の計算書の外でその他の包括利益として損益が開示される場合についてのガイダンスの追加
- 財務諸表の基本的な構成要素（すなわち、資産、負債、資本、収益及び費用）の定義の精緻化

なお、本公開草案と同時に、公開草案「概念フレームワークへの参照の更新」が公表された。これにより、各基準書等に含まれる概念フレームワークへの参照の表現を本公開草案に合わせたものに更新することが、提案されている。

コメントの締切りは2015年10月26日である。

本公開草案についての詳細は、本誌会計②「IASB公開草案『財務報告のための概念フレームワーク』の概要」も参照のこと。

あずさ監査法人の関連資料

■ [IFRS ニュースフラッシュ](#) 2015/6/4

2. 公開草案「IFRS第15号の適用日（IFRS第15号の改訂案）」の公表（2015年5月19日 IASB）

本公開草案は、2014年5月に公表されたIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用日を、当初の2017年1月1日から1年間延期し、2018年1月1日とすることを提案している。

IASBは、適用日を延期する主な理由としてIFRS第15号を改訂し、規定の明確化や適用の助けとなる設例の追加を提案する公開草案の発行を予定していることをあげている。

なお、新収益認識基準を共同で開発したFASBも、2015年4月29日に、新しい収益認識基準の適用を1年延期することを提案する公開草案を公表している（下記「Ⅳ 米国基準」参照）。

コメントの締切りは2015年7月3日である。

あずさ監査法人の関連資料

■ IFRS ニュースフラッシュ 2015/5/22

INFORMATION

1. 「IFRS適用レポート」の公表(平成27年4月15日 金融庁)

金融庁は、2014年6月24日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」に基づき、IFRSへの移行を検討している企業の参考とするため、IFRS任意適用企業の実態調査・ヒアリングを実施し、IFRSへの移行に際しての課題への対応やメリットなどをとりまとめた「IFRS適用レポート」を公表した。

本レポートについての詳細は、本誌経営④「IFRSの任意適用をいかに成功させるか〜『IFRS適用レポート』からの考察〜」も参照のこと。

あずさ監査法人の関連資料

■ IFRS ニュースフラッシュ 2015/4/15

2. IASB 議長がIFRS 財団及びIASB のミッション・ステートメントを公表 (2015年4月15日)

IASB のハンス・フーガーホースト議長は、カナダのトロントでスピーチを行い、新たに開発したIFRS 財団及びIASB のミッション・ステートメントを公表した。

ミッション・ステートメントには、IFRS 財団及びIASB のミッションが「透明性」、「説明責任」及び「効率性」を世界の金融市場にもたらすIFRSを開発することであると記載されている。また、IFRS 財団及びIASB の作業は、世界経済の信頼性、成長及び長期的な財務安定性を高めて公共の利益に資することであるとされている。

IFRS についての詳細な情報、過去情報は、

■ あずさ監査法人のウェブサイト (IFRS) へ

IV 米国基準

会計基準等の公表 (FASB)

【最終基準 (会計基準更新書 (Accounting Standards Updates, ASU))】

1. ASU 第2015-03号「利息の帰属計算 (Subtopic 835-30): 社債発行コストの表示の簡素化」(2015年4月7日 FASB)

本ASUにより、企業は、社債発行コストを社債のディスカウント及びプレミアムを表示と同様に、貸借対照表上、関連する社債から直接控除する形で表示することになる。企業は今後、社債発行コストが関連する社債の発行により資金を受領する前に生じる場合を除き、個別の資産として計上しないことになる。この変更により、社債発行コストに関する表示が、U.S. GAAPとIFRSでより密接に整合することになる。

本ASUは、公開の営利企業に対しては、2015年12月16日以降開始する会計年度及びその会計年度の期中会計期間から適用される。その他の企業に対しては、2015年12月16日以降開始する会計年度、及び2016年12月16日以降開始する会計年度の期中会計期間から適用される。

あずさ監査法人の関連資料

■ Defining Issues 15-14 (日本語)

2. ASU 第2015-04号「報酬—退職給付 (Topic 715): 雇用主の確定給付債務及び制度資産の測定日に関する簡便法」(2015年4月15日 FASB)

本ASUは、会計年度末が月末日ではない雇用主に対し、会計年度末に最も近い月末日時点において、確定給付債務及び制度資産を測定するという実務上の簡便法を認めるものである。本ASUはまた、確定給付債務及び制度資産を測定するために使用した月末日後、その企業の会計年度末までに生じる拠出または重要な事象が発生した場合、これを反映するために確定給付債務及び制度資産の測定を調整することを企業に義務付けている。

本ASUは、公開の営利企業に対しては、2015年12月16日以降開始する会計年度及びその会計年度の期中会計期間から適用される。その他の企業に対しては、2016年12月16日以降開始する会計年度、及び2017年12月16日以降開始する会計年度の期中会計期間から適用される。

あずさ監査法人の関連資料

■ [Defining Issues 15-17](#) (英語)

3. ASU第2015-05号「無形資産—のれん及びその他—内部利用ソフトウェア (Subtopic 350-40) : クラウド・コンピューティング契約において顧客が支払う手数料の会計処理」(2015年4月15日 FASB)

本ASUは、顧客がクラウド・コンピューティング契約に基づいて支払う料金の会計処理に関して、以下の明確化を図っている。

- クラウド・コンピューティング契約にソフトウェア・ライセンスが含まれる場合：他のソフトウェア・ライセンス同様に会計処理する。
- クラウド・コンピューティング契約にソフトウェア・ライセンスが含まれない場合：サービス契約として会計処理する。

本ASUは、公開の営利企業に対しては、2015年12月16日以降開始する会計年度及びその会計年度の期中報告期間から適用される。その他の企業に対しては、2015年12月16日以降開始する会計年度、及び2016年12月16日以降開始する会計年度の期中報告期間から適用される。

あずさ監査法人の関連資料

■ [Defining Issues 15-15](#) (英語)

4. ASU第2015-06号「1株当たり利益 (Topic 260) : マスター・リミテッド・パートナーシップによるドロップダウン取引が過去の1口当たり利益に与える影響」(2015年4月30日 FASB)

本ASUにより、マスター・リミテッド・パートナーシップに関して、ドロップダウン取引（ジェネラル・パートナーからリミテッド・パートナーに対する純資産の移転）が行われる前の比較期間の1口当たり利益を算定する場合に、移転された事業の当期純利益をすべてジェネラル・パートナー持分に配分することとされた。

本ASUは、2015年12月16日以降開始する会計年度（その会計年度の期中期間を含む）に適用される。

あずさ監査法人の関連資料

■ [Defining Issues 15-10](#) (日本語)

5. ASU第2015-07号「公正価値測定 (Topic 820) : 1株当たり純資産価値で測定している特定の投資に関する開示」を公表 (2015年5月1日 FASB)

本ASUは、実務上の簡便法を適用し、公正価値を純資産価値で測定している投資について、以下の改訂を行っている。

- 公正価値ヒエラルキーに区分するという規定を削除する。
- 純資産価値により測定するという実務上の簡便法が適用されるすべての投資に要求されていた開示を、企業が、実務上の簡便法を適用することを選択した投資のみに限定する。

本ASUは、公開の営利企業に対しては2015年12月16日以降開始する会計年度及びその会計年度の期中会計期間から適用される。その他の企業に対しては2016年12月16日以降開始する会計年度及びその会計年度の期中会計期間から適用される。本ASUは、開示されるすべての期間に遡及的に適用される。早期適用は認められる。

あずさ監査法人の関連資料

■ [Defining Issues 15-20](#) (英語)

6. ASU第2015-09号「金融サービス—保険 (Topic 944) : 短期保険契約の開示」(2015年5月21日 FASB)

本ASUは、短期保険契約について、責任準備金の内容、金額、時期及び将来キャッシュ・フローの不確実性に関する追加の情報を開示することを保険会社に要求している。

FASBは、すべての公開企業及び非公開企業における長期保険契約及び短期保険契約の会計処理を改善することを目的とした包括的なプロジェクトに取り組んでおり、2013年6月に保険契約に関するASU案「保険契約 (Topic 834)」を公表した。その後、FASBは、短期保険契約については現行基準が十分に機能していることから、現行基準を維持し、開示の改善のみに焦点を当てることを決定した。

本ASUは、公開の営利企業に対しては2015年12月16日以降開始する会計年度及び2016年12月16日以降開始する会計年度の期中会計期間の財務諸表から適用される。その他の企業に対しては2016年12月16日以降開始する会計年度及び2017年12月16日以降開始する会計年度の期中会計年度の財務諸表から適用される。早期適用は認められる。

あずさ監査法人の関連資料

■ [Issues & Trends In Insurance 15-4](#) (英語)

【公開草案（会計基準更新書案（ASU案））】

1. ASU案「顧客との契約から生じる収益（Topic 606）：適用日の延期」（2015年4月29日 FASB）

本ASU案は、2014年5月28日に公表された収益認識基準（ASC Topic 606）の適用日を1年延期することを提案するものである。Topic 606は、現在、公開企業等に対し、2016年12月16日以降開始する会計年度（その会計年度の期中期間を含む）から適用することとされているが、この適用日を1年延期し、2017年12月16日以降開始する会計年度（その会計年度の期中期間を含む）からとすることが提案されている。また、早期適用の選択肢を新たに追加することも提案されている。早期適用は、当初の適用日である2016年12月16日以降開始する会計年度（その会計年度の期中期間を含む）にのみ認められる予定である。

コメントの締切りは2015年5月29日である。

なお、IASBも、2015年5月19日に、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用日を1年延期し、当初の適用日である2017年1月1日以降開始する会計年度から、2018年1月1日以降開始する会計年度に1年延期することを提案する公開草案を公表している（前述「Ⅲ IFRS」参照）。

あずさ監査法人の関連資料

■ [Defining Issues 15-19](#) （日本語）

2. ASU案「非営利企業（Topic 958）及びヘルスケア企業（Topic 954）：非営利企業の財務諸表の表示」

本ASU案は、非営利企業（ヘルスケア企業を含む）の財務諸表の表示を改訂することを提案している。この改訂は、非営利企業の財務諸表を通じて、従来よりも比較可能な情報を提供すること、及び非営利企業の経営状態を評価できるような流動性に関する情報を資金提供者及び貸手に提供することを目的としている。

コメントの締切りは2015年8月20日である。

あずさ監査法人の関連資料

■ [Defining Issues 15-18](#) （英語）

■ [Issues In-Depth](#) 2015/5/21

3. EITFで討議された3つのASU案を公表

FASBは、EITFで討議されたコンセンサス案に基づいて、以下の3つのASU案を公表した。

(1) 「従業員給付制度の簡素化」（2015年4月23日 FASB）

本ASU案には、ASC Topic「制度会計」について従業員給付制度に関する開示及び報告規定を簡素化する以下の3つのASU案が含まれる。

論点1: 「完全給付対応型の投資契約」は、これらの契約の唯一の要求される測定値として契約価値（contract value）を指定するものであり、公正価値の開示規定の適用対象外とすることを提案している。

論点2: 「制度資産の投資に関する開示」は、多くの制度資産の開示規定の改訂を提案している。

論点3: 「測定日に関する実務上の簡便法」は、会計年度末が月末日でない制度に、制度資産の測定日に関する実務上の簡便法を認めることを提案している。このような場合に、制度資産の測定は、月末日の公正価値を使用することになり、測定日、拠出、分配及び重要な事象の財務上の影響を開示することが提案されている。

(2) 「地点別エネルギー市場における特定の電力契約への通常の売買の例外の適用」（2015年4月23日 FASB）

本ASU案は、U.S. GAAPを改訂し、地点別エネルギー市場（Nordal Energy Market）における先渡契約による電力の実際の購入または販売は、通常の売買の例外を適用するための、現物の引渡の要件を満たすことを明確化することを提案している。基準で定められた他の要件も満たす場合、企業はこの契約に、通常の売買の例外を適用し、デリバティブとして取り扱わないことができることとなる。

(3) 「負債－負債の消滅（Subtopic 405-20）：特定の価値蓄積型プリペイド・カードの未行使の認識」（2015年4月30日 FASB）

本ASU案は、プリペイド・カード発行者以外の第三者が提供する商品やサービスと交換可能な価値蓄積型プリペイド・カードに関して認識した負債のうち、長期間にわたって使用されていないものの会計処理について提案している。現行のU.S. GAAPでは、負債（金融負債と非金融負債のいずれも）は、ASC Subtopic 405-20「負債の消滅」の規定により、顧客が利用するか、カードが失効となるか、または未請求資産制度（Unclaimed Property Laws）の対象となる前に認識を中止することは認められていない。本ASU案では、この負債をASC Subtopic 405-20の限定的な例外とし、ASC Topic 606「顧客との契約から生じる収益」の規定と同様の処理を認めることを提案している。ASC Topic 606では、契約負債における未行使部分（Breakage）の金額に関し、企業が権利を得ると見込んでいる場合には、その見込まれる未行使部分の金額を、顧客が行行使する権利のパターンに比例して収益として認識する。一方、未行使部分の金額に対する権利を得ると見込んでいない

場合には、未行使部分について、権利を行使する可能性がほとんどなくなった時点で収益として認識するとされている。

FASBは、EITFがこれらのASU案について寄せられたコメントを検討した後に、各ASU案の適用日を決定する予定である。コメントの締切りは、(1) 及び (2) については、2015年5月18日であり、(3) については、2015年5月29日である。

あずさ監査法人の関連資料

■ [Defining Issues 15-10](#) (日本語)

4. ASU案「顧客との契約から生じる収益 (Topic 606) : 履行義務の識別及びライセンス」(2015年5月12日 FASB)

本ASU案は、2014年5月28日に公表された収益認識基準 (Topic 606) について、履行義務の識別及び知的財産ライセンスの会計処理を明確にすることを提案している。

履行義務の識別：

- 重要でない財またはサービスを識別する必要はないことを明確にする。

知的財産のライセンス：

- 知的財産のライセンスを移転する履行義務が、一定の期間にわたって認識されるものか、一時点で認識されるものかを判断するためのガイダンスを明確にする。
- 売上高ベース及び使用量ベースのロイヤリティに対する変動対価の例外規定が、知的財産のライセンスを含む契約にどのように適用されるかを明確にする。
- 知的財産のライセンスの使用に関する制限をどのように評価するかを明確にする。

適用日及び移行措置はTopic 606と同じとすることが提案されている。なお、Topic 606は、2015年4月に公表されたASU案「顧客との契約から生じる収益 (Topic 606) : 適用日の延期」により、その適用日を1年延期し、2017年12月16日以降開始する会計年度及びその会計年度の期中会計期間からとすることが提案されている (前述1. 参照)。

コメントの締切りは2015年6月30日である。

あずさ監査法人の関連資料

■ [Defining Issues 15-21](#) (日本語)

INFORMATION

1. 財務会計基準書 (FAS) 第160号の導入後レビュー報告書 (2015年5月20日 FAF)

FASBの母体組織である財務会計財団 (Financial Accounting Foundation ; FAF) は、2007年12月に公表した財務会計基準書 (FAS) 第160号「連結財務諸表中の非支配持分 - ARB 第51号の改訂」の導入後レビュー報告書を公表した。

FAS第160号は、子会社における非支配持分と子会社の連結の中止に関する会計処理及び報告について規定している。FAS第160号では、非支配持分は連結における所有持分であり、連結財務諸表において持分として報告すべきことが明確にされた。

導入後レビュー報告書は、非支配持分に関する基準は、当初の改訂の目的を概ね達成しており、投資家にとって有用であると結論付けている。一方、一部の論点 (特に、当期純利益の親会社と非支配持分の所有者への配分) については、改善が必要であるとの意見が出されており、これに関してFASBのラッセル・ゴールデン議長は、投資家に対する情報の有用性を損なうことなく、費用対効果に見合った解決策を示せるよう、アウトリーチを実施する予定であると述べた。

米国基準についての詳細な情報、過去情報は、

■ [あずさ監査法人のウェブサイト \(米国基準\) へ](#)

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
TEL: 03-3548-5121 (代表番号)
azsa-accounting@jp.kpmg.com
担当：高田朗、島田諤子

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.